

## 一関市国民健康保険藤沢病院院内感染対策指針

### 1. 基本理念

病院内は感染が成立するために必要な感染源、感染経路及び被感染者が集合している特殊な場所であり、通常の場合よりはるかに感染しやすい環境である。そのため、院内感染を防止するためには、全ての職員が感染対策の必要性を認識し、遵守することが最も基本的で有効な対策であり、医療安全上の最優先事項であることを全職員が自覚しなければならない。藤沢病院では、本指針により、院内感染を未然に防止するとともに、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図り、安全かつ適切な医療を提供するため院内感染対策を行うものである。

#### (1) 用語の定義

##### ア 院内感染

病院環境下で感染した感染症を院内感染と言い、病院内という環境で感染した感染症は、病院外で発症しても院内感染という。逆に、病院内で発症しても、病院外(市井)で感染した感染症は、院内感染ではなく、市井感染と言う。

##### イ 医療環境下の感染

医療環境下の感染とは、次の場合を言う。

- ① 患者が入院後 48 時間以上経過してから原疾患とは別に病院内での微生物に起因する感染症を発症した場合。
- ② 退院後 10 日以内に、病院内での微生物に起因する感染症を発症した場合。
- ③ 医療従事者が業務を介して、病院内での微生物に起因する感染症を発症した場合。

#### (2) 院内感染の対象者

院内感染の対象者は、入院患者、外来患者の別を問わず、見舞人、訪問者、医師、看護師、医療従事者、その他職員、さらには院外関連企業の職員等を含むものとする。

### 2. 委員会及びその他の組織

感染対策を推進する組織として、病院長の諮問機関として院内感染対策委員会（I C C）及び病院長が一定の権限を委譲して日常業務を実践する感染制御チーム（I C T）を設置する。

#### (1) 院内感染対策委員会（I C C）

ア 院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担う。

イ 委員会は、病院長、感染管理者、看護部門長、薬剤部門長、検査部門長、事務部門長、その他病院長が指定する職員で構成する。

ウ 委員会は、毎月 1 回定期的に開催し、必要に応じて臨時の委員会を開催できるものとする。

#### (2) 感染制御チーム（I C T）

ア I C T チーム会議を毎月 1 回程度開催し、必要に応じて臨時の会議を開催する

ものとする。

イ ICTラウンドを週1回程度実施し、現場の改善に関する介入、教育、啓発、アウトブレイクあるいは異常発生の特定制圧などにあたるものとする。

ウ ICTチームは、感染対策を担当する医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、その他感染対策に見識のある職員で構成する。

### 3. 職員研修

(1) 職員研修は、院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を行うことにより、個々の職員の院内感染対策に対する意識を高め、業務を遂行するうえでの技能やチームの一員としての意識の向上等を図ることを目的に実施する。

(2) 職員研修は、病院等全体に共通する院内感染対策に関する内容等、職場の実情に即した内容について、年2回程度全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

### 4. サーベイランス

日常的に当院における感染症の発生状況を把握するシステムとして、対象限定サーベイランスを必要に応じて実施し、その結果を感染対策に生かすものとする。

### 5. アウトブレイクあるいは異常発生

(1) 施設内の各領域別の微生物の分離率ならびに感染症の発生動向から、医療関連感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。

(2) 細菌検査等を外注している場合は、外注業者と緊密な連絡を維持する。

(3) 報告の義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。

### 6. 予防接種

予防接種が可能な感染性疾患に対しては、接種率を高めることが最大の制御策であり、ワクチン接種によって感染が予防できる疾患（B型肝炎、麻疹インフルエンザ等）については、適切にワクチン接種を行う。

### 7. 職業感染防止

針刺し防止のためリキャップを原則的には禁止するなど医療職員の医療関連感染対策について十分に配慮する。

### 8. 患者への情報提供と説明

患者本人および患者家族に対して、適切なインフォームドコンセントを行い、疾病の説明とともに、感染制御の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

### 9. 患者等に対する閲覧

本指針は、患者、家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じることとする。また、病院ホームページに掲載し患者又は家族が閲覧できるようにする。

沿革	平成20年 9 月 25 日	一部改正
沿革	平成24年 7 月 1 日	一部改正
沿革	平成28年 4 月 1 日	全部改正